

知財の広場

コピー商品にご注意を！

コピー商品とは、特許権や商標権、著作権、不正競争防止のような知的財産権を侵害する様々なジャンルの違法品のことをいいますが、ここでは不正競争防止法上のデッドコピー商品についてお話しします。

バックや時計などの人気のファッショナブルアイテムや宝飾品など、違法に複製されたコピー品が多く出回っています。

また最近は、ネットを利用して海外から商品を輸入するケースも多くなってきています。

不正競争防止法では、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡したり、貸し渡したりすることを禁止しています（不正競争防止法第2条第1項3号）。

また、コピー商品を譲り受けたり、輸入したりした時、その商品がコピー商品であることを知らず、かつ知らないことについて重大な過失がなかった場合は、責任は問われません（不正競争防止法第19条第1項5号ロ）。

このため、責任を問われないためには、商品を購入したり、輸入したりする場合には、商品説明をよく読む、よく聞く、出品者や店舗が、どのようにして商品を入手したのかという情報を確認することが大切です。特にネットを利用する場合、出品者の商品写真をよく見極めることが大切です。

被告商品がコピー商品であると認められた例です。

肯定例～シュエツティーベア事件（大阪地裁平成26年8月21日判決）

左：原告商品 右：被告商品



INPIT 滋賀県知財総合支援窓口 支援担当者 西脇 吉徳